



下水道料金

下水道料金については、人口減少などに伴い料金収入が年々減少していく中で、安定したサービスの提供（快適な生活環境を守る下水処理）に努めていくために、町内全域の**人数割金額**、**水量割金額**を改定します。

現行料金（平成23年5月まで）

改定料金（平成23年6月から）

全地区（2カ月当り・税込）

区分	基本料金	人数割金額 (1人当り)	水量割金額 (1m ³ 当り)
一般住宅	2,730円	1,050円	—
事務所等	(20m ³ まで) 2,730円	—	(21m ³ ～) 136.5円

20% UP

全地区（2カ月当り・税込）

区分	基本料金	人数割金額 (1人当り)	水量割金額 (1m ³ 当り)
一般住宅	2,730円	1,260円	—
事務所等	(20m ³ まで) 2,730円	—	(21m ³ ～) 163.8円

※人数割金額 210円、水量割金額 27.3円/m³アップ

下水道加入金（現行のまま）

全地区（税込）	加入金額
下水道加入	一律 378,000円

「料金改定に伴う一般的な家庭の月額比較表」

南条地区

上水道 現行料金の据え置き
下水道 人数割金額 105円/月アップ

今庄・河野地区

上水道 超過料金 10.5円/m³アップ
下水道 人数割金額 105円/月アップ

4人【大人2人、子供2人】 〔1カ月で30m ³ 使用〕			
	現行	改定	増減
水道	4,305円	4,305円	0円
下水	3,465円	3,885円	420円
合計	7,770円	8,190円	420円

4人【大人2人、子供2人】 〔1カ月で30m ³ 使用〕			
	現行	改定	増減
水道	3,465円	3,885円	420円
下水	3,465円	3,885円	420円
合計	6,930円	7,770円	840円

今後とも、町のライフラインを適正に維持管理していくため、経営の効率化とコスト削減など、より一層の経営努力に取り組んでまいります。

利用者のみなさまには、大変なご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



上・下水道料金が変わります



■問合せ 建設整備課 ☎47-8003

町では、将来にわたって安全、安心で安定した上・下水道事業の運営を図るため、**平成23年6月**（8月請求分）から料金を改定します。

今回の改定は、昨年9月から検討してきました水道料金等改定協議会の意見を反映した内容となっており、課題となっていました水道料金の統一化と下水道事業の健全化を図るものです。今後の経営の安定を視野に、将来計画の見通し、人口減少などに伴う料金収入の減少を分析・検証して算定された料金となっています。



水道料金

水道料金については、受益者負担の公平の観点から地域間格差を解消するため、今庄地区と河野地区の**超過料金**を改定し、平成26年4月に現行の南条地区の料金に統一します。

現行料金（平成23年5月まで）

南条地区（2カ月当り・税込）

基本料金			超過料金 (1m ³ 当り)	
水量	量水器口径	金額		
20m ³ まで	一律	2,310円	21～100m ³	157.5円
			101m ³ ～	178.5円
臨時		上記料金の2倍		

据え置き

改定料金（平成23年6月から）

南条地区（2カ月当り・税込）

基本料金			超過料金 (1m ³ 当り)	
水量	量水器口径	金額		
20m ³ まで	一律	2,310円	21～100m ³	157.5円
			101m ³ ～	178.5円
臨時		上記料金の2倍		

※超過料金（現行料金に据え置き）

今庄・河野地区（2カ月当り・税込）

基本料金			超過料金 (1m ³ 当り)	
水量	量水器口径	金額		
20m ³ まで	一律	2,310円	21～100m ³	115.5円
			101m ³ ～	136.5円
臨時		上記料金の2倍		

21円/m³ UP

今庄・河野地区（2カ月当り・税込）

基本料金			超過料金 (1m ³ 当り)	
水量	量水器口径	金額		
20m ³ まで	一律	2,310円	21～100m ³	136.5円
			101m ³ ～	157.5円
臨時		上記料金の2倍		

※超過料金 21円/m³アップ

水道加入金（現行のまま）

全地区（税込）

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	105,000円
20ミリメートル	210,000円
25ミリメートル	262,500円
30ミリメートル	315,000円
40ミリメートル	420,000円
50ミリメートル	525,000円
75ミリメートル	1,050,000円

独居高齢者世帯に対する上・下水道料減免措置

※平成23年6月から*独居高齢者世帯（70歳以上、住民税非課税等の要件あり）に対して、上・下水道料金基本料金の1/2を減免する制度を新設します。詳しくは建設整備課までお問い合わせください。

【*住民基本台帳上の、70歳以上の独居高齢者世帯へは、すでに申請用紙を送付してあります。】